

平成20年12月3日（水曜日）

出席議員（15名）

1 番	生 田	勇 人 君		9 番	北 川	進 君
2 番	南	和 彦 君		10 番	清 水	文 雄 君
3 番	川 口	正 己 君		11 番	水 口	裕 子 君
4 番	藤 井	良 信 君		12 番	八 田	外 茂 男 君
5 番	恩 道	正 博 君		13 番	中 川	達 君
6 番	北 川	悦 子 君		14 番	南	守 雄 君
7 番	夷 藤	満 君		15 番	米 田	満 君
8 番	能 村	憲 治 君				

欠席議員（1名）

議 長 渡 辺 旺 君

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成 君		<small>まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長</small>	大 徳	茂 君
副 町 長	蓑	外 史 男 君		<small>まちづくり政策部情報政策課長 兼公聴広報室長</small>	北 川	真 由 美 君
教 育 長	西 尾	雄 次 君		町民福祉部 町民生活課長	川 口	克 則 君
総 務 部 長 <small>兼まちづくり政策部長</small>	高 木	和 彦 君		町民福祉部 町民生活課参事	宮 崎	裕 子 君
町民福祉部長	荒 家	良 樹 君		町民福祉部 健康推進課長	重 原	正 君
都市整備部長	橋 本	稔 君		町民福祉部 介護福祉課長	長 丸	信 也 君
消 防 長	八 田	精 三 君		都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	転 正	步 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	黒 田	邦 彦 君		都市整備部都市建設課長 兼北部開発対策室長	長 田	学 君
総 務 部 長	田 中	徹 君		都市整備部上下水道課長 兼新エネルギー開発対策室長	中 西	昭 夫 君
総 務 課 長	島 田	睦 郎 君		教育委員会 学校教育課長	長 丸	一 平 君
総 務 部 長	北	雅 夫 君		教育委員会 生涯学習課長	出 川	常 俊 君
税 務 課 長	山 田	吉 弘 君				
まちづくり政策部 企画財政課長						

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治君 事務局書記 東 康 弘君

議事日程（第1号）

平成20年12月3日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第80号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について〕

議案第81号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について〕

議案第82号 平成20年度内灘町一般会計補正予算（第4号）

議案第83号 平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第84号 平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第86号 平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第87号 平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 平成20年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）

議案第89号 内灘町生活安全条例の一部を改正する条例について

議案第90号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第91号 内灘町道路線の廃止について

議案第92号 内灘町土地開発公社定款の変更について

議案第93号 内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

報告第10号 専決処分の報告について

提案理由の説明

開会・会議

午後2時00分開会

副議長【水口裕子君】 皆さん、ご参集ご苦勞さまでございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行わせていただきますので、よ

ろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成20年第4回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

副議長【水口裕子君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、15番米田満さん、1番生田勇人さんをお願いし、指名いたします。

会期の決定

副議長【水口裕子君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月11日までの9日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでございますので、ご了承をお願いいたします。

諸般の報告

副議長【水口裕子君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、今期定例会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

なお、渡辺旺議長より、本日の会議を欠席する届けがありましたので、これもご了承をお願いいたします。

次に、監査委員から平成20年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果の報告及び定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承をお願いいたします。

次に、さきの定例会において可決しました教育予算の拡充を求める意見書、道路整備促

進に関する意見書、基幹的農業水利施設の管理・整備更新に対する国の責務に関する意見書、生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める意見書、太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書につきましては、内閣総理大臣及び関係大臣、並びに関係方面に提出しておきましたので、ご了承をお願いいたします。

次に、町長から、地方自治法第180条第2項の規定によりまして、専決処分の報告について提出があり、報告第10号として議案につづっておりますので、ご了承をお願いいたします。

議案一括上程

副議長【水口裕子君】 日程第4、議案第80号専決処分の承認を求めることについて〔内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について〕から議案第93号内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの14議案を一括して議題といたします。

なお、本定例会に提出された議案につきましてはお手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

提案理由の説明

副議長【水口裕子君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 本日ここに、平成20年第4回定例町議会を招集しましたところ、議員各位におかれましては年の瀬を控え何かとご多忙中にもかかわらずご参集を賜り、まことにありがとうございます。

ただいま上程いたしました議案のご審査をいただくに当たり、本町を取り巻く最近の状況と提出議案の概要についてご説明申し上げ、

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

提案理由の説明に先立ち、2点の事務手続の不手際があり、まことに遺憾であり、町民の皆様を初め、議員各位に多大なご迷惑をおかけしましたことを深く陳謝するものであります。

1点目は、消費税の納付につきまして、霊園事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計において、金沢税務署の指導を受け、期限後申告・納付をしたものであります。霊園事業特別会計につきましては、次年度以降、一般会計に組み替えすることで対処をしたいと考えています。

2点目は、旧犬ふれあい広場の土地売り払いにつきまして、隣接する町道が道路台帳の線形と一部相違する点が判明し、現在、土地売買契約者と対応の協議を進めております。

たび重なる不手際に際し、深くおわびを申し上げますとともに、職員には、いま一度職務に精励し、緊張感を持って事に当たるよう強く指示したところであります。

さて、アメリカ発金融不安は瞬く間に世界を震撼させ、ヨーロッパ・アジア経済、そして高度経済成長を続けてきた新興国経済にも深刻な影響が及んでいるとの報道がありました。また、先月発表されました7 - 9月のGDP（国内総生産）速報値では前期比0.1%減、2四半期連続のマイナス成長となり、地方経済においても輸出関連企業の不振、雇用情勢の悪化、消費の冷え込み等、景気後退が懸念されています。

また、現下の地方財政においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少が見込まれ、かつ公債費が高い水準で推移することや社会保障関係費の自然増等により大幅な財源不足が懸念されています。

先般、石川県内市町の平成19年度決算における健全化判断比率状況及び普通会計の概要が発表されました。本町の健全化判断比率の

4指標については、さきの9月議会で申し述べたとおり早期健全化基準を大きく下回っており、健全財政であると言えます。普通会計指標のうち、実質公債費比率については14.5%、県内市町4位、将来負担比率113.3%で同じく4位と、県内市町では財政基盤が安定している部類には属しますが、一方、地方財政の弾力化を示す経常収支比率は平成18年度、19年度ともに96.2%であり、県内市町の平均数値94.2%を上回る11位と、依然として財政の硬直化が続いております。

今後、公債費の伸びについて、義務教育施設整備事業の償還が始まる平成23年度がピークになると推測されますが、引き続き財政規律を緩めず、内灘町行財政改革大綱・集中改革プランの目標達成と長期的展望に立った事業再構築を大胆に進め、未来に続く確かな経営基盤の強化が急務であります。

さて、今議会は、私が町長に就任してから任期最終の総決算となるものであります。さきの9月定例会では、町政一般質問の機会に私が公約として掲げてきました政策並びに、これまで取り組んでまいりました諸事業の実績を述べさせていただきました。

とりわけ、将来の内灘町を担う子供たちをしっかりと支え、はぐくむことを最重要課題として、安全快適な学びの場を確保するための「義務教育施設の整備充実」に取り組んでまいりました。

昭和36年に建築された内灘中学校については、老朽化に加え、生徒数の急激な伸びにより増築や特別教室を普通教室に転用するなど、複雑な教室配置を余儀なくされてきました。このため、中学校2校化により適正規模化を図るべきところでありましたが、危険校舎の解消が急務であるとの判断から、平成19年、20年の2カ年度にわたり、総事業費約19億5,000万円を投じた校舎大規模改築事業を実施し、来年3月には、安心・安全な新しい教育ニーズに即した校舎が完成いたします。

平成21年度は、内灘中学校が統合されて半世紀の創立50周年の節目となる年に当たります。「自主・協同・責任」の校訓をもとに育った内中の伝統が脈々と受け継がれ、広い分野で活躍されている多くの卒業生の諸先輩方々とともに、安全で安心な学校施設の完成を喜び合いたく思います。

また、小学校については、今議会に西荒屋小学校耐震化工事及び大規模改造工事費をあわせて予算上程しております。これが平成21年度中に完成することで、義務教育施設である本町小中学校施設耐震化率は100%となり、すべてのハード事業が完成することになります。

内灘町で学ぶ児童生徒たちが安心して勉学に専念し、充実した学校生活を送り、郷土愛をはぐくみ、ふるさと内灘にしっかりと根づいて郷土発展の礎となってくれることを囑望するものであります。

近年、事故米、食品偽装表示、輸入食品の安全性疑惑、若者を中心とした朝食欠食や生活習慣病の若年齢化などが問題となり、今、「食育」は私たちの生活に密接する重要な関心事になっています。食育の大きな目的は、「食」を通して心身を健やかに育てることにあり、健全な食生活の実践が私たち大人に課せられた使命でもあります。

先月16日には、食に関するテーマで内灘町食育大会を開催いたし、食育講演会や自然食品を使った手づくりおやつを試食、また町内保育所・保育園や内灘中学校PTA食育事業のパネル展を通じて、参加者とともに食育の重要性を考えました。

また、食に関しましては、内灘町には広大な河北潟干拓地があり、牛乳や野菜の一大産地となっており、この干拓地をさらに高度利用し、新鮮な野菜の地産地消、ブランド化、市場への安定供給、学校給食への提供、農商工連携等、食育のための環境整備も必要であり、この環境整備となる「農産物の振興」を

町重要施策の一つとしてとらえています。

来年度は、内灘町のこうした特性を生かしながら、食を通して健全な心身を培い、豊かな人間形成に資するためにも、食の安全、楽しさ、役割、食文化を考え、家庭、学校、保育所・保育園、地域等各界各層が連携して「内灘町食育推進計画」を策定し、「食育の推進」を広く町民運動として普及させたいと考えております。

内灘北部地区土地区画整理事業は、平成8年11月に組合設立の認可を受けて、自来12年の歳月をかけ、51ヘクタール、1,064区画の土地区画造成工事が今年度完成します。電線類の全線地中化、地域計画による整備されたゆとりの街区、遊具を配した街区公園、抜群の眺望に加え、保育園の開園、公民館の設置など魅力満載の住宅街が誕生しました。先月28日には土地区画整理事業の換地処分公告がなされ、北部土地区画街区から正式に「白帆台」に町名変更となり、白い帆船が大海原に出航し出すように、周囲から大いに注目を集めてくれることを期待するものであります。

この魅力あふれる白帆台の定住促進に拍車をかけるためにも、商業施設の誘致については一刻も早く進出企業との出店協定が待たれるところであり、町といたしましても、県住宅供給公社及び組合との情報共有を図りながら、来年度国が予定している住宅減税施策ともあわせ、より実効性ある対策を早急に講じていく考えであります。有識者を交えた企業立地等推進委員会のご審議や、幅広い分野の方々にご意見を伺いながら鋭意進めてまいります。

地方分権一括法施行以来、構造改革の中で三位一体改革が進展し、全国の自治体が極めて厳しい財政状況に置かれております。改めて、分権社会の中であって、地方自治体それぞれの力量が問われているわけであります。

このような状況の中、4年前の町長就任当初から、私は町政に対する3つの基本姿勢と

して、町民参加、情報公開、そして現場主義の町政運営を理念に、すべての町民が明るい未来を確かなものとして感じられる「町民が主役の町づくり」を進めてまいりました。

今般は、さらにこのことを揺るぎないものにするための制度設計に着手したいと考えています。

そのためには、まず住民参加から住民自治へと住民主体のまちづくりを目指すことであります。住民各位を初め、住民で組織するNPO法人、ボランティア団体等、行政の協働により細かなサービスを提供し、互いの体制を補完し合い、責務と義務を分かち合いながらまちづくりを進めていく考えです。そのためのルールづくりとして、町の憲法としての「まちづくり基本条例」を制定し、まちづくりの真の主役は住民自身であることを制度として明文化し、定着させていきたいと考えております。

制度制定過程におきましても、住民同士が互いにまちづくりについて議論し合い、合意形成を通して自治意識の醸成を図っていくことが重要であり、住民みずからその意思決定を表明できる住民投票制度も包含したまちづくりの基本的な仕組みを築き上げたいと考えています。

さて、私は今、これまでの任期期間中の第1ステージの大きな目標であった行財政改革をさらに進化をさせ、「改革」から「創造」へと飛躍する「とき」であるととらえております。

次の任期における第2ステージとして、「改革から創造」への決意のもと、住民の皆様との協働で、だれもが、いつでも、どこでも、安心して安全・快適に暮らせる「暮らしやすさナンバーワン...協働で誇りのもてる、まちづくり」を進めるため、私の政治マニフェストとして47項目の「創造へのマニフェスト」を策定させていただきました。

平成19年3月に策定をいたしました第4次

内灘町総合計画を基本に据えながら、これに私のマニフェストを重ね、第4次総合計画が目指す「人がいきいき 町が元気 個性が輝く魅力あるまち うちなだ」の実現に向け、町政運営のトップリーダーとして、邁進してまいり覚悟でございます。

私は、これまでタウンミーティング、町長談話室、町づくりネット談話室などを通じて町政に対するご意見を数多くちょうだいしてきました。今後も変わらず、住民自治の本旨を貫きながら、「町民皆様の声や願いが反映され、未来に希望が持てる協働のまちづくり」に至誠を尽くし、取り組んでまいり不退転の決意をここにお誓い申し上げるものであります。

師走を迎え、寒い日が続きますが、議員の皆様におかれましてはどうぞご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えになられますよう心からご祈念申し上げますのであります。

それでは、ただいまから今定例会に提出いたしました議案の概要並びに提案理由の説明を申し上げます。議員各位の慎重なるご審議をお願い申し上げます。

議案第80号及び議案第81号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年11月19日に専決処分した条例の一部改正について、議会の承認を求めるものであります。この条例は、内灘北部地区土地区画整理組合の施行区域内の字の名称変更及び小字の区域の廃止に伴い、名称及び地番が確定したことにより、2条例を土地区画整理事業換地処分の公告があった日の翌日から施行するため、専決処分したものであります。

議案第80号 内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例につきまして、白帆台公民館の位置を変更するものであります。

議案第81号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、都市公園の位置を変更するものであります。

議案第82号 平成20年度内灘町一般会計補

正予算（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ5億3,544万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ87億107万1,000円とするほか、地方債の追加並びに繰越明許費をあわせてお願いするものであります。

歳出補正に係る主な事業としましては、民生費関係では、チャイルドシート購入助成金、ひとり親医療費助成金、老人福祉タクシー利用料援護金及び地域生活支援事業委託料について、当初見込みより利用者が増加したことによる費用の補正等を計上しました。

土木費関係につきましては、国・県費の助成を受け、既存建築物耐震改修工事費を、緊急輸送道路及び主要幹線道路沿道の重点地区及び一般地区に対して、建築物耐震化を促進するための補助制度の創設、除雪対策費では除雪委託業者への待機費用を計上しました。

教育費関係では、西荒屋小学校の大規模改造工事に係る工事監理委託料及び工事費、学校給食施設管理費では、パン、牛乳等基本物資の価格上昇による賄い材料費の増加分を計上しました。

地方債の補正につきましては、西荒屋小学校耐震・大規模改造事業債に係る限度額の追加措置を講ずるものであります。繰越明許費につきましては、西荒屋小学校耐震・大規模改造工事は平成21年度中に事業完了を見込んでいることから、翌年度に繰越措置を講ずるものであります。

歳入に係る主なものとしましては、旧犬ふれあい広場、旧消防第1分団格納庫敷地及びハマナス地区普通財産の土地売却収入を公用・公共用施設整備基金費に積み立てするほか、道路特定財源の暫定税率の失効期間の減収補てんとなる地方税等減収補てん臨時交付金及び地方交付税の増、財政調整基金からの繰り入れを見込むものであります。

議案第83号 平成20年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、公共下水道使用料の増額及び職員手当

等 person 費及び事業委託料の減に係る所要の補正であります。

議案第84号 平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、今年度造成した墓地区画の施設使用料の増額、霊園整備工事入札差金額の減額等、所要の補正であります。地方債の補正については、地方債の借入れを必要としなくなったことから全額を減額するものであります。

議案第85号 平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、国民健康保険税及び療養給付金の減額及び所要の補正であります。地方債の補正については、国民健康保険事業債の平成20年度中の起債見込額を増額するものです。

議案第86号 平成20年度内灘町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療保険料の減額及び広域連合納付金の減額等による補正であります。

議案第87号 平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、前年度繰越金の増額分を基金積立金の増額に充てるなど、所要の補正であります。

議案第88号 平成20年度内灘町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人件費に係る所要の補正のほか、土地貸付収入及び自己水の取水制限に伴う県水受水費の増額の予算措置を講じるものであります。地方債の補正については、建設改良事業費の限度額を引き下げるものであります。

議案第89号 内灘町生活安全条例の一部を改正する条例につきましては、目的の似通った団体を統合するため、内灘町暴走族根絶運動推進条例を廃止し、内灘町生活安全条例に統合を図る所要の改正であります。

議案第90号 損害賠償の額の決定及び和解につきましては、平成20年7月28日の水害による損害賠償の額を相手方と和解するために議会の議決を求めるものであります。

議案第91号 内灘町道路線の廃止につつま

しては、室地区圃場整備事業により準幹7号線を廃止するものです。

議案第92号 内灘町土地開発公社定款の変更につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律の改正に伴い、監事の職務の規定改正等より定款の一部を変更するものであります。

議案第93号 内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、字の名称変更により、白帆台地区を給水区域に加えるものであります。

報告第10号 専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告するものであります。

以上が今回提案いたしました議案の提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議いただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、私の説明を終わります。

ありがとうございました。

副議長【水口裕子君】 提案理由の説明が終わりました。

散 会

副議長【水口裕子君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明4日は議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【水口裕子君】 ご異議なしと認めます。よって、明4日は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は5日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時31分散会